

令和 4 年第 2 回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】

1 令和 4 年度茨城県土木部公共事業等の執行方針 別添 1

2 土木部事業の主な動き

(1) 幹線道路の整備 別添 2

県道 ^{おくの やしって} 奥野谷知手線 (知手^{しって}交差点)

神栖市知手 交差点改良 5月25日供用開始

(2) 第 70 回利根川水系連合・総合水防演習の実施について 別添 3

(3) 「茨城県二級水系流域治水プロジェクト」の策定について 別添 4

(4) 国内クルーズ船の寄港について 別添 5

1 令和4年度茨城県土木部公共事業等の執行方針

<重点方針の概要>

- (1) 大規模災害からの復旧・復興事業を早期かつ着実に実施するとともに、公共施設の耐震化などの防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を進め、災害・危機に強い県づくりに取り組んでいく。
- (2) 第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」づくりの実現に向け、必要な事業を計画的かつ効率的に推進していく。

<主な執行方針>

○予算執行

令和4年度の予算執行については、近年ますます頻発化・激甚化する自然災害に加え、公共インフラ等の老朽化への対策が喫緊の課題であることから、国土強靱化に向けた対策を集中的に実施することとし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による令和3年度補正の活用を図り、早期執行に努める。

○社会資本整備に係る生産性向上

社会資本整備にかかる計画、設計、施工及び管理の各段階において、生産性の向上を図るため、中小企業を含めた建設業全体で新技術の導入、ICTの活用等に取り組み、i-Constructionを推進していく。

特に、ICT施工や、情報共有システムの活用及び遠隔臨場の導入など、インフラ分野におけるDXを推進し、受注業者との連携強化を図りながら、生産性の向上に取り組んでいく。

○建設産業における働き方改革

適正な工期を確保した上で、速やかな繰越やゼロ債務負担行為などを活用し、工事の施工時期の平準化や業務の履行期限の分散化を図るとともに、ICT施工の推進などによる生産性向上と併せ、週休2日の確保等、労働環境の改善への取り組みを通じ、建設産業における働き方改革を支援していく。

県道奥野谷知手線交差点改良

(神栖市知手)

- 県道奥野谷知手線（通称ベルコン通り）は、国道124号から鹿島臨海工業地帯の神之池東部地区へアクセスする主要道路であることから、交通量が多く、慢性的な交通渋滞が発生しております。
- これまでに、南共発西交差点の右折レーンの2車線化が令和2年11月24日に完了しており、このたび、知手交差点の左折レーンの2車線化が5月25日に完了いたしました。
- このことにより、通常時や現在作業が行われている、東部コンビナートの大規模定期修理における知手交差点の渋滞緩和に効果が発揮されるとともに、鹿島臨海工業地帯周辺の安全で円滑な交通の確保に大きく寄与するものと期待されます。

○供用区間概要

延長：0.2 km（左折レーン2車線化）

供用開始：令和4年5月25日



第70回利根川水系連合・総合水防演習の実施について

国・県・市および防災関係機関が連携し、協力体制の確立、防災技術の向上および地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、本県において、6年ぶりとなる水防演習を実施しました。

水防団等による水防工法訓練のほか、自主防災会による自衛水防訓練、関係機関が連携した救出・救護訓練および多様な情報伝達手段による防災情報の発信等、実践的な演習を行いました。

主 催	国土交通省、茨城県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、取手市
開催日時	令和4年5月21日（土） 9時～12時
実施場所	取手緑地運動公園（取手市東地先、利根川左岸 83.0km 付近）
演習内容	水防工法訓練、自衛水防訓練、ヘリ捜索訓練、救出・救護訓練等
参加者	国土交通省水管理・国土保全局長（演習総裁代理）、茨城県知事（副総裁）、取手市長（副総裁）など約1,200名※ ※来賓および一般見学者を含む



水防団による水防工法訓練（月の輪工）



自主防災会による自衛水防訓練



取手市消防本部による
埋没車両からの救出訓練



陸上自衛隊による
孤立民家からの救出訓練

「茨城県二級水系流域治水プロジェクト」の策定について

茨城県が管理する二級水系（河川）について、県及び関係市町村等が協働し治水対策を推進していくことで、浸水被害の軽減を図るため、「茨城県二級水系流域治水プロジェクト」を5月末に策定しました。

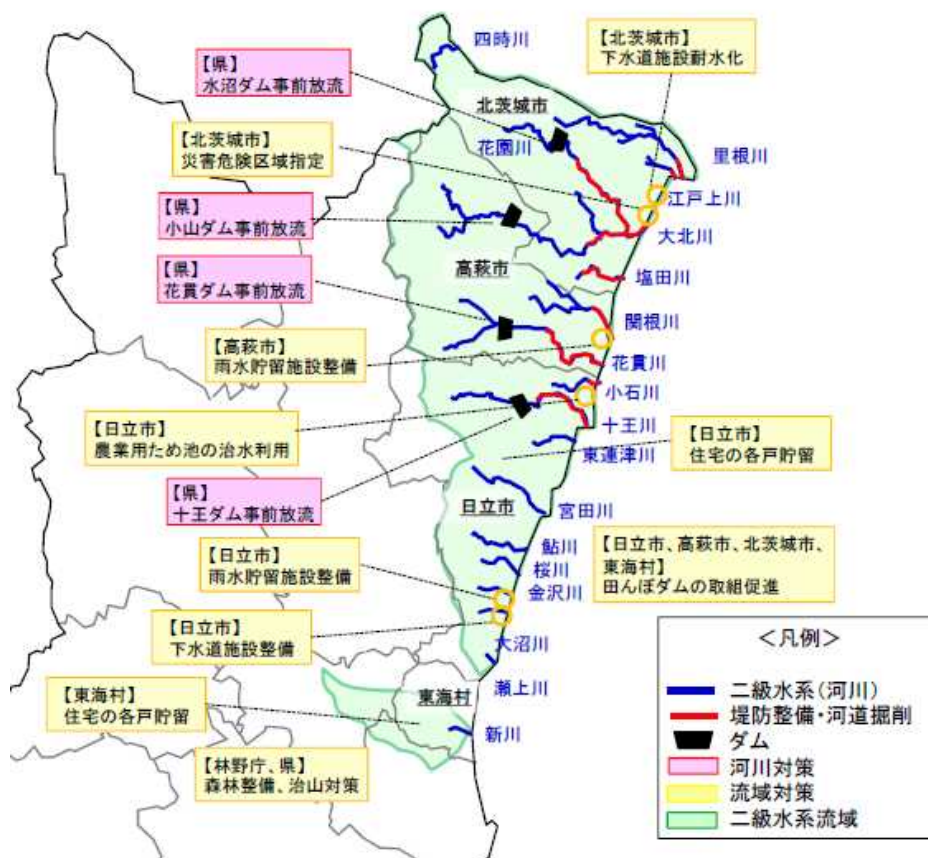
プロジェクトの策定により、これまで実施している河川対策に加え、水田やため池の治水利用、水害リスク情報の提供拡充など、流域全体で実施すべきハード・ソフトの対策を総合的に進め、国が中心となって進めている一級水系を含めて、**県内全ての河川において流域治水の取組みを推進してまいります。**

○県・市村による主な取組み

- （県） 大北川などにおける堤防整備や河道掘削、小山ダムなどの事前放流、全河川での洪水浸水想定区域図の作成等を実施
- （市村） 公共用地を活用した雨水貯留施設の整備（日立市、高萩市）、水田やため池の治水利用（4市村）、ハザードマップの作成（4市村）等を実施

【二級水系（河川）位置図】

※本県の二級水系は17水系28河川



※一級水系については、令和3年3月に流域治水プロジェクトを策定し、国が中心となって県・市町村等と流域治水を推進（本県では7流域が対象）

国内クルーズ船の寄港について

国内クルーズ船「にっぽん丸」が、令和4年6月26日（日）に、茨城港大洗港区を出港する予定です。

第一回目の緊急事態宣言以降の県内へのクルーズ船寄港は、令和3年11月3日茨城港常陸那珂港区に寄港した「飛鳥Ⅱ」以降、3例目となります。

引き続き、経済活動と感染症対策の両立を図りながら、クルーズ船の誘致に取り組んでまいります。

1 「にっぽん丸」クルーズの概要

- ・クルーズ名 「夏の小笠原クルーズ」
- ・スケジュール **大洗**—終日航海—父島—父島—終日航海—東京（5泊6日）
- ・募集定員 300名

2 当日のイベント等

- ・大洗高校マーチングバンドの演奏、横断幕によるお見送り
- ・記念品「大洗ブランド米 日の出米」の贈呈
- ・乗船客との接触を避ける形で一般開放
- ・大洗町等の観光パンフレットを客室に配布

3 今後の予定(にっぽん丸)

- ① 8月19日～21日 「サマールーズ」 **大洗**-清水-**大洗**
- ② 8月21日発 「夏の絶景クルーズ」 **大洗**-宮古・久慈-函館-小樽
- ③ 9月30日～10月5日 「秋の絶景クルーズ」 **大洗**-瀬戸内海-老岐-屋久島-徳島-**大洗**

【参考】コロナ禍以降の茨城港への寄港

令和3年11月3日 飛鳥Ⅱ 常陸那珂港区

令和4年4月22日 ぱしふいっくびいなす 大洗港区



※寄港予定の「にっぽん丸」（写真は令和元年寄港時）



※4月22日「ぱしふいっくびいなす」の大洗高校マーチングバンドによるお見送りの様子

令和4年第2回定例会土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

令和4年6月15日

土 木 部

目 次

【議案等】

《条例》

- 第 89 号議案 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 . . . 3

《報告》

- 報告第 4 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について
別記 6 損害賠償の額の決定について 6

【その他説明事項】

- 指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について 7

第 89 号議案 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路維持課

1 改正の理由・根拠

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正に伴い、国と同様の料金体系をとっている県の道路占用料について、所要の改正を行うもの。

2 改正の目的

防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等の施設（施行令第 7 条第 14 号に掲げる施設）について、占用物件と料金の項目を追加する。

3 背景・必要性

道路法施行令の一部改正により「防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等の施設」の占用料の額が規定された。

4 内容

道路法施行令（第 19 条別表）の道路占用料の改定と同様に改定する。

・ 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等の施設

（施行令第 7 条第 14 号に掲げる施設）

近傍類似の土地の時価に 0.033 を乗じて得た額

（占用面積 1 m²につき 1 年）

5 効果・影響

民間事業者等による防災拠点自動車駐車場への備蓄倉庫等の整備が可能となる。

6 施行日

公布の日

茨城県道路占用料徴収条例の改正

- ・ 広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」等について、国土交通大臣が防災拠点自動車駐車場として指定する制度を創設。
- ・ これに伴い、占用対象に規定された防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等の占用料を新たに定めます。

改正の概要

【占用物件】

防災拠点自動車駐車場に設置する備蓄倉庫等

例)



備蓄倉庫



非常用発電機

【占用料】

- ・ 近傍類似の土地の時価 × 0.033 円/m² (年額)
- (例) 地価20,000円/m²で、20m²の物件
 $20,000 \times 0.033 \times 20 = 13,200$ 円 (年額)

(参考) 道路法改正

防災拠点自動車駐車場

- 災害時に防災拠点としての利用以外を禁止・制限が可能
- 災害時に有用な施設等の占用基準を緩和



利用の禁止・制限の際に設ける標識

道路駐車場 (防災拠点自動車駐車場に指定)



地域振興施設等
(物産館、レストラン等)

茨城県道路占用料徴収条例新旧対照表

新					旧				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
占 用 物 件		占 用 料			占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	所 在 地				単 位	所 在 地	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	第一級地	Aに0.011を乗じて得た額	占有面積1平方メートルにつき1年	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	第一級地	Aに0.011を乗じて得た額	
			第二級地	Aに0.014を乗じて得た額			第二級地	Aに0.014を乗じて得た額	
			第三級地	Aに0.016を乗じて得た額			第三級地	Aに0.016を乗じて得た額	
			第四級地	Aに0.019を乗じて得た額			第四級地	Aに0.019を乗じて得た額	
			第五級地	Aに0.023を乗じて得た額			第五級地	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
	令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.033を乗じて得た額		(新設)		(新設)		

**報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記6 損害賠償の額の決定について)**

道路維持課

1 報告提出の理由

国道461号で発生した車両破損事故にかかる損害賠償の額について、令和4年4月27日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

個人

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和3年10月12日(火)午後5時頃

(2) 事故発生場所

久慈郡大子町大字袋田2460番34地先国道上

(3) 事故概要

国道461号上の待避所において、県管理地内にある樹木が倒れ、停車していた普通乗用自動車を破損した。

(4) 損害賠償の額

903,190円

(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について

港 湾 課

1 対象施設及び施設の概要

大洗マリーナ

- ・クラブハウス（管理棟） 1 棟 延べ床面積1,284㎡
- ・駐車場 1 箇所
- ・係留施設 57 隻収容 面積 2,133㎡
- ・艇置場 87 隻収容 面積 11,706㎡
- ・上下架施設 40 t クレーン 1 基、0.48 t ジブクレーン 1 基
- ・給油施設 1 式

※現在の指定管理者：株式会社茨城ポートオーソリティ

2 指定管理業務の内容

施設の使用許可、維持管理、利用促進などに関する業務

3 指定管理者の選定方法

非公募

4 非公募の理由

当該施設は、ひたちなか・大洗リゾート構想の実現に向けて、周辺地域の一体的な開発を行う中で、民間企業による新たな運営形態を想定。

今後、同地域の開発事業者選定や利活用計画が策定され、実施に移行する段階で、当該施設運営の移行を速やかに可能とするためには、長期的な視点で継続した指定管理期間の設定が困難であることから非公募とし、指定管理期間は1年とする。

5 指定管理者の更新スケジュール

- 令和4年7月 選定委員会の設置、申請要項等の作成
- 9月 指定管理者の選定（選定委員会開催）
- 第4回定例会 指定管理者指定の議決
- 令和5年4月 次期指定管理者による管理開始

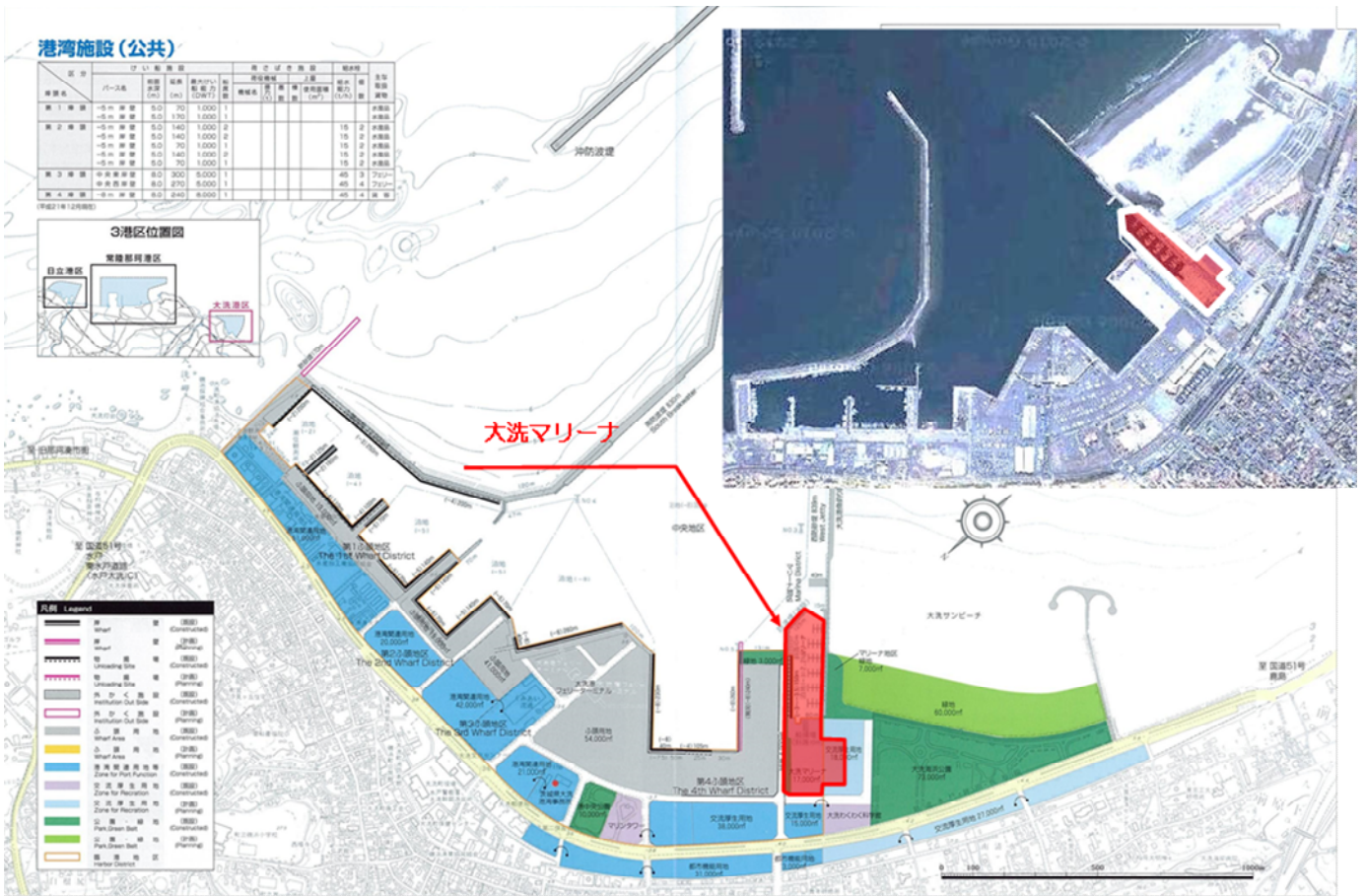
6 指定期間

1年

7 選定委員会の構成（予定）

外部委員3名、内部委員2名（総務部職員1名、土木部職員1名）

茨城港大洗港区における指定管理者制度導入施設（大洗マリーナ）



指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について

都市整備課

1 対象施設及び施設の概要

No.	公園名	所在地	開園面積	現在の指定管理者
①	大子広域公園	大子町	60.4ha	大子町
②	鹿島灘海浜公園	鉾田市	20.6ha	鉾田市
③	北浦川緑地	取手市	8.5ha	取手市
④	港公園	神栖市	7.5ha	神栖市
⑤	笠間芸術の森公園	笠間市	39.0ha	笠間市
⑥	県西総合公園	筑西市	24.8ha	筑西広域市町村圏事務組合
⑦	赤塚公園	つくば市	8.6ha	筑波都市整備（株）

2 指定管理業務の内容

- ・公園の利用の許可に関する業務
- ・公園の維持管理に関する業務
- ・公園の利用の促進に関する業務 ほか

3 指定管理者の選定方法

- ①大子広域公園、②鹿島灘海浜公園、⑦赤塚公園 計3公園 : 公募
③北浦川緑地、④港公園、⑤笠間芸術の森公園、⑥県西総合公園 計4公園 : 非公募

4 非公募等の理由

- ・当該公園内において地元市などの運営する管理許可施設と一体的に管理を行うことで、より効率的な管理運営や緊急時の迅速な対応等が可能となる4公園について、非公募とする。
- ・北浦川緑地及び港公園は、当該公園の整備スケジュールを踏まえて、指定期間を3年とする。
- ・笠間芸術の森公園、県西総合公園及び赤塚公園は、民間事業者による利活用を含めた公園管理のあり方について検討を進めていることから、指定期間を1年とする。

5 指定管理者の更新スケジュール

- 令和4年7～8月 指定管理者の募集（申請受付）
9月 指定管理者選定（選定委員会の開催）
第4回定例会 指定管理者指定の議決
令和5年 4月 次期指定管理者による管理開始

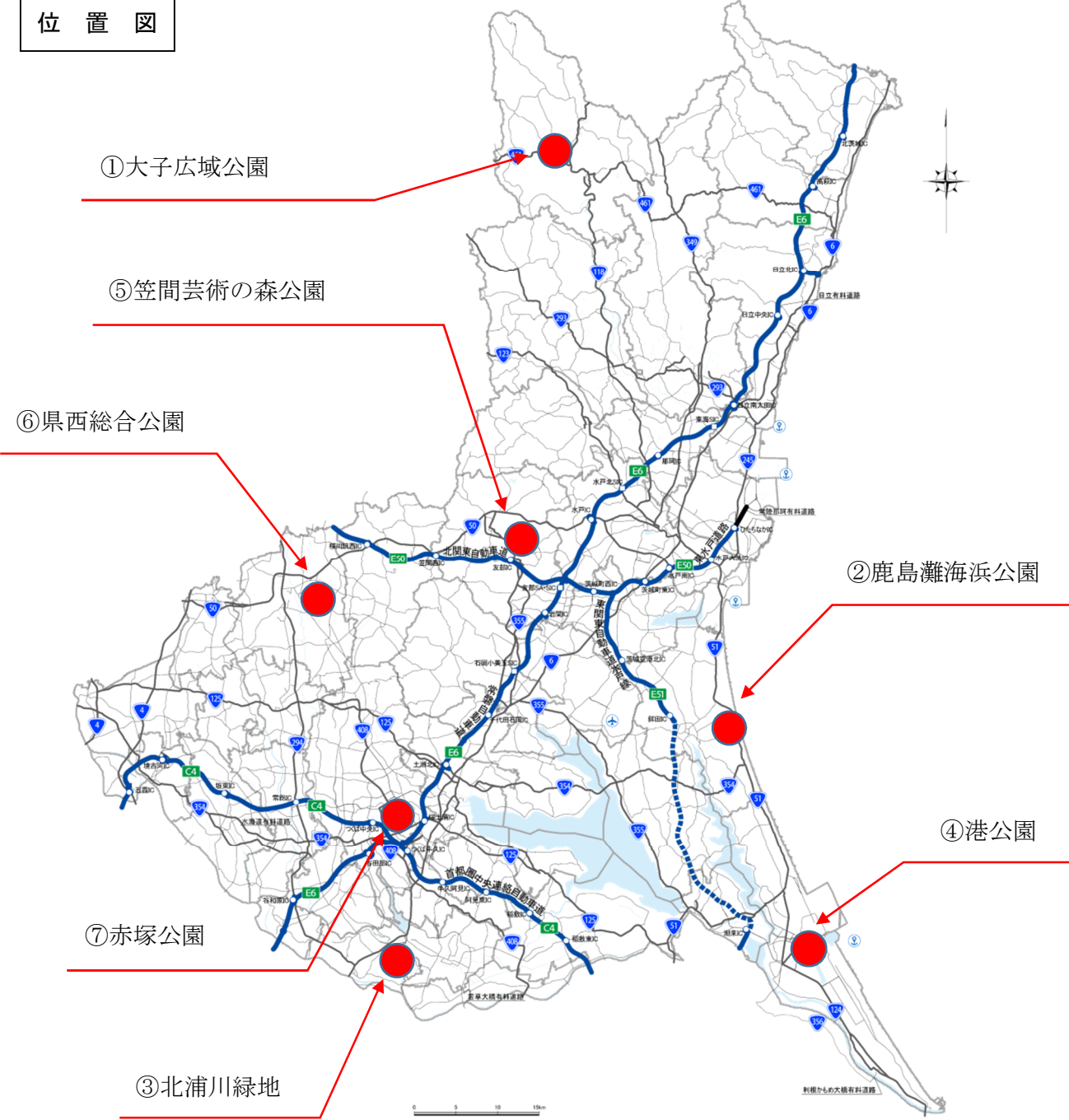
6 指定期間

- ①大子広域公園、②鹿島灘海浜公園 5年
③北浦川緑地、④港公園 3年
⑤笠間芸術の森公園、⑥県西総合公園、⑦赤塚公園 1年

7 選定委員会の構成（予定）

外部委員3名、内部委員2名（総務部職員1名、土木部職員1名）

位置図



令和 4 年第 2 回定例会土木企業立地推進委員会

令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応【主な事項】

テーマ：債権（県税に係るものを除く）の管理に関する財務事務の執行について

令和 4 年 6 月 1 5 日
土 木 部

目 次

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

令和3年度包括外部監査結果報告（意見）への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	
		債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	
		担当部・課	
		土木部河川課	
1 指摘事項の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘事項についての整理検討内容 〔○指摘事項に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘事項に基づく措置等
<p>第7 土木部</p> <p>2 河川課</p> <p>6-2-5 土地使用料（河川敷占用料）</p> <p>6-2-6 土地使用料（河川敷占用料）</p> <p>6-2-7 土地使用料（海岸）</p> <p>1 土地使用料債務者から長期間納入がない場合には、速やかに滞納処分又は徴収停止の処分を検討すべきであった。</p> <p>2 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。</p>	<p>短期</p>	<p>○指摘事項に係る事実関係等</p> <p>土地使用料の支払いが滞り、督促、催告等を行い債権の回収に努めたが、滞納処分等の必要な措置をせず、消滅時効により債権が消滅した。またこれに伴い不納欠損処理を行ったものの中で、消滅時効が成立してから、不納欠損処理を行うまでの期間が長かった。</p> <p>○問題点の整理</p> <p>強制徴収公債権であり、時効の援用を必要とせず時効期間の満了により債権が消滅することの認識が欠如していたため、滞納処分等の必要な措置を行わず、不納欠損処理も行わずにいた。</p>	<p>・ 占用料徴収マニュアルに基づき、債権回収に努めるように改めて R3 年度末に周知した。また、長期間納入がない者に対しては、財産調査を実施し、滞納処分又は徴収停止の処分の対応を速やかに行うこととした。</p> <p>・ 河川法及び海岸法に基づく土地使用料は、強制徴収公債権であり、時効の援用を必要とせず時効期間の満了により債権が消滅することになることから、時効を迎えた債権については、速やかに不納欠損の手続を行うこととした。</p>

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について	土木部住宅課
1 指摘の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘についての整理検討内容 〔○指摘に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘に基づく措置等
<p>第7 土木部 3 住宅課 6-3-1 県営住宅使用料等</p> <p>1 県営住宅総合管理システムと県財務システムにおける残高の整合性を保つ取組を実施すること。</p>	短期	<p>○指摘に係る事実関係等 県営住宅総合管理オンラインシステムと財務システムの間で、債権残高について不整合が生じている。</p> <p>○問題点の整理等 管理対象の債権の件数が増える場合は、システム間の整合性確認を少なくとも月次で実施すべきである。現状では、調定額、収入済額について、それぞれで月次に整合性確認しているものの、残高については整合性確認をしていない。</p>	<p>県営住宅管理システムは、個人ごとの日々の債権管理を行っており、財務システムは債権の総額管理を行っている。今までは年1回の決算時期に整合性を確認していたが、チェックシートを活用して月末時の整合性を確認するよう事務処理を見直した。</p>
<p>2 時効援用希望者に対しては一律の様式を送付するのではなく、主債務者や連帯保証人本人からの通知を受領すべき。</p>	短期	<p>○指摘に係る事実関係等 時効援用希望者に対して一律の様式を送付していたほか、令和元年度の時効援用による不納欠損した事案のうち、主債務者が行方不明であったため、連帯保証人の親族からの時効援用通知書により処理したものが1件あった。</p> <p>○問題点の整理等 時効援用希望者に対して一律の様式を送付するのではなく、債権の種類・期間・金額が明示された書式を送付するか否かを慎重に検討する必要がある。</p>	<p>時効援用の申出があった場合は、様式を一律に送付するのではなく、個別案件ごとに送付をするか否かを検討するよう事務手続を見直した。</p> <p>また、時効援用希望者から時効援用通知を受領したときは、速やかに名義人及び保証人の所在確認や相続人調査を行うよう事務手続を見直した。</p>

【様式1】

令和3年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について		担当部・課 土木部住宅課
1 指摘事項の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘事項についての整理検討内容 〔○指摘事項に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 指摘事項に基づく措置等	
		また、主債務者が行方不明であったにも関わらず相続確認を行った形跡がない不適切なものがあつた。		
3 不納欠損処理に当たっては、債務者の所在地調査や相続人調査を適切に行うこと。	短期	○指摘に係る事実関係等 令和2年度における不納欠損処理案件は、債務者の行方不明や死亡が判明したものについて、消滅時効期間を経過したことを理由に処理しているが、その後の所在地調査や相続人調査を実施していない案件があることが判明した。 ○問題点の整理等 債務者の行方不明や死亡が判明した場合には速やかに所在地調査や相続人調査を適切に行う必要がある。	債務者の行方不明や死亡が判明した時点において、相続人調査や相続人の支払意思の確認、住民票の除票や戸籍の附票を取得し最新住所地の確認を確実にを行うよう事務手続を見直した。	

【様式2】

令和3年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について		担当部・課 土木部監理課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 意見への対応	
<p>第7 土木部 1 監理課 6-1-1 談合賠償金</p> <p>債務者ごとに回収割合に差異が生じている理由は、債務者に対して分割納付を認めており、分納計画に従って回収しているためである。</p> <p>現状、支払遅延は生じていないが、回収割合が低い債務者の財務状況には厳しいものがあるのも事実であることから、引き続き慎重な債権管理を実施されたい。</p>	<p>短期</p>	<p>○意見に係る事実関係等 令和4年3月31日現在の未収債権額は2者26,823,593円（A：2,385,896円、B：24,437,697円）であり、分納計画の履行期限は令和4年12月となっている。</p> <p>○問題点の整理等 履行期限までの納付が困難な債務者については、財務状況等に留意しながら、分納計画の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>分納計画に基づき、引き続き未収債権の回収に努めるとともに、履行期限までの納付が困難な債務者については、財務状況等に留意しながら、分納計画の見直しを検討するなど、引き続き慎重な債権管理を行うこととした。</p>	

令和 4 年第 2 回定例会土木企業立地推進委員会

令和 3 年度包括外部監査結果報告への対応【総括表】

テーマ：債権（県税に係るものを除く）の管理に関する財務事務の執行について

令和 4 年 6 月 1 5 日
土 木 部

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

土木部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		15	8	23	0			
	第7 土木部 1 監理課							
	6-1-1 談合賠償金							
132	【意見】 債務者ごとに回収割合に差異が生じている理由は、債務者に対して分割納付を認めており、分納計画に従って回収しているためである。 現状、支払遅延は生じていないが、回収割合が低い債務者の財務状況には厳しいものがあるのも事実であることから、引き続き慎重な債権管理を実施されたい。		○	○		分納計画に基づき、引き続き未収債権の回収に努めるとともに、履行期限までの納付が困難な債務者については、財務状況等に留意しながら、分納計画の見直しを検討するなど、引き続き慎重な債権管理を行うこととした。	監理課	366
	2 河川課							
	6-2-5 土地使用料（河川敷占用料）							
133	【指摘】 債務者から長期間納入がない場合には、速やかに滞納処分又は徴収停止の処分を検討すべきであった。	○		○		占用料徴収マニュアルに基づき、債権回収に努めるよう改めてR3年度末に周知した。また、長期間納入がない者に対しては、財産調査を実施し、滞納処分又は徴収停止の処分の対応を速やかに行うこととした。	河川課	385
134	【指摘】 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。	○		○		河川法に基づく土地使用料（河川敷占用料）は、強制徴収公債権であり、時効の援用を必要とせず時効期間の満了により債権が消滅することになることから、時効を迎えた債権については、速やかに不納欠損の手続を行うこととした。	河川課	385
	6-2-6 土地使用料（河川敷占用料）							
135	【指摘】 債務者から長期間納入がない場合には、速やかに滞納処分又は徴収停止の処分を検討すべきであった。	○		○		占用料徴収マニュアルに基づき、債権回収に努めるよう改めてR3年度末に周知した。また、長期間納入がない者に対しては、財産調査を実施し、滞納処分又は徴収停止の処分の対応を速やかに行うこととした。	河川課	390
136	【指摘】 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。	○		○		河川法に基づく土地使用料（河川敷占用料）は、強制徴収公債権であり、時効の援用を必要とせず時効期間の満了により債権が消滅することになることから、時効を迎えた債権については、速やかに不納欠損の手続を行うこととした。	河川課	390
	6-2-7 土地使用料（海岸）							
137	【指摘】 時効による徴収権が消滅等した場合には、直ちに不納欠損処理すべきであった。	○		○		占用料徴収マニュアルに基づき、債権回収に努めるよう改めてR3年度末に周知した。海岸法に基づく土地使用料は、強制徴収公債権であり、時効の援用を必要とせず時効期間の満了により債権が消滅することになることから、時効を迎えた債権については、速やかに不納欠損の手続を行うこととした。	河川課	393
	3 住宅課							
	6-3-1 県営住宅使用料等							
138	【指摘】 住宅管理システムと財務システムの残高について、月次で整合性を確認すべきである。整合性の確認に当たっては、財務システムと金額を照合しやすい出力帳票を住宅管理システムが提供できるように、住宅管理システムの機能を見直すことも併せて検討すべきである。	○		○		住宅管理システムは、個人ごとの日々の債権管理を行っており、財務システムは債権の総額管理を行っている。今までは年1回の決算時期に整合性を確認していたが、チェックシートを活用して月末時の整合性を確認するよう事務処理を見直した。	住宅課	410

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

土木部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		15	8	23	0			
139	【指摘】 差額が発生した場合には、原因の特定を徹底し、速やかに適切な修正処理を実行すべきである。	○		○		住宅管理システムと財務システムの債務残高の差額発生要因は、不納欠損処理の登録漏れや科目ごとの入力ミスなど人為的なものが起因していたため、議会承認後直ちに不納欠損処理を両システムに登録するよう事務手続を見直した。	住宅課	410
140	【指摘】 差額の要因のうち、出納整理期間最終日に現金受領した分については、財務システム側で回収済みの処理をすべきである。	○		○		出納整理期間最終日の現金領収について、出納整理期間最終日の事務処理チェックリストを作成・活用し、財務システムへの登録漏れを防止するよう事務処理を見直した。	住宅課	410
141	【指摘】 住宅管理システムの債権残高の信頼性がなければ、滞納者に対する催促活動にも影響しかねない。催促時に、滞納額に信頼性がなければ、催促活動に支障が生じる懸念もあることから、月次で残高ベースの整合性確認を行うことを徹底すべきである。	○		○		住宅管理システムは、個人ごとの日々の債権管理を行っており、財務システムは債権の総額管理を行っている。今までは年1回の決算時期に整合性を確認していたが、チェックシートを活用して月末時の整合性を確認するよう事務処理を見直した。	住宅課	410
142	【指摘】 調定額や収入済額の修正を行う場合には、その修正の根拠について記録・保存を徹底し、差額の原因分析と適切な修正処理を可能とする運用を徹底すべきである。	○		○		調定額や収入済額の修正が生じた場合には、不整合となった原因や処理経過などを記録し保存するよう事務手続を見直した。	住宅課	410
143	【意見】 入居者別に家賃等や駐車場使用料の情報をまとめて把握できるような、いわゆる「名寄せ」情報を活用できるように、住宅管理システムの機能について見直しを図ることが望まれる。		○	○		住宅管理システムにおいて、時効管理や家賃・駐車場使用料等の複数債権を債権者ごとに一括表示（いわゆる名寄せ）ができるようシステムを改修し、令和4年4月から運用開始した。	住宅課	411
144	【意見】 他の自治体で取り組まれている先行事例・成功例を研究し、効果が見込まれる手法については積極的に採用を検討されたい。		○	○		本県における県営住宅の家賃収納率は、全国の過半以下となっていることから、他の自治体の先行事例や成功例などを参考に検討しながら家賃収納率が向上するよう努めていくこととした。	住宅課	412
145	【意見】 新たな県営住宅に係る債権管理の基盤づくりとして、名寄せ情報の提供等、システム機能の見直しについて検討されたい。		○	○		住宅管理システムにおいて、時効管理や家賃・駐車場使用料等の複数債権を債権者ごとに一括表示（いわゆる名寄せ）ができるようシステムを改修し、令和4年4月から運用開始した。	住宅課	412
146	【意見】 時効援用希望者に対して一律に時効援用通知書を送付するのではなく、債権の種類・期間・金額が明示された時効援用通知書書式を送付するか否か、個別案件ごとに慎重に検討し、その結果を記録に残す必要がある。		○	○		時効援用の申出があった場合は、様式を一律に送付するのではなく、個別案件ごとに送付をするか否かを検討し、検討経過等を記録に残すよう事務手続を見直した。	住宅課	421
147	【指摘】 直系親族からの援用通知を名義人（主債務者）及び保証人からの時効援用とみなし不納欠損したことは不適切である。	○		○		時効援用希望者から時効援用通知を受領したときは、速やかに名義人及び保証人の所在確認や相続人調査を行うよう事務手続を見直した。	住宅課	422
148	【意見】 未収債権対策チームの疑義・指摘及びその対応過程は、今後の債権管理上も有益な情報であるから、手書きの赤字加除修正だけでなく、疑義・指摘事項に対する調査結果・対応結果・修正内容等をデータ上に管理することが望ましい。		○	○		未収債権対策チーム（現行政経営課）の疑義・指摘事項及び対応過程に対しては、その判断に至った経過や調査等の結果について、データ管理していくよう事務手続を見直した。	住宅課	422

令和3年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

土木部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		15	8	23	0			
149	【意見】 速やかに時効管理に適した債権管理システムに改修すべきである。		○	○		住宅管理システムにおいて、時効管理や家賃・駐車場使用料等の複数債権を債権者ごと一括表示（いわゆる名寄せ）ができるようシステムを改修し、令和4年4月から運用開始した。	住宅課	423
150	【指摘】 令和2年度以降、権利の放棄基準が緩和されたからといって、主たる債務者の時効期間経過したことだけをもって安易に権利放棄とすることがないようにしなければならない。	○		○		時効経過した債権に際しては、行政経営課と相談しながら、時効援用の推認を覆すような特段の事情がないか、債務者の弁済意欲や資力状況などを総合的に判断した上で、権利の放棄をするよう事務手続を見直した。	住宅課	423
151	【指摘】 債務者が死亡した場合、相続放棄等の手続をしていない限り原則として相続人が債務者となるのであるから、債権管理を適切に行うためには、債務者や保証人が死亡したことが判明した場合には速やかに相続人調査を行うことが必要である。このため、現時点で債務者や保証人が死亡していることが判明している案件については、速やかに相続人調査を行い、適切に請求を行うべきである。	○		○		債務者及び連帯保証人の死亡案件については、債務者及び連帯保証人が死亡したことが分かった時点において、相続人調査や相続人の支払意思の確認を行うよう事務手続を見直した。	住宅課	424
152	【指摘】 債務者が所在不明であると判断するためには、住民票の調査だけでなく、戸籍の附票の調査、戸籍の附票に記載されている最新住所地への郵便物の送付、現地確認等の住所地調査を適切に行う必要がある。	○		○		債務者の行方不明案件については、行方不明が判明した時点において、従前の事務手続に加え、住民票の除票や戸籍の附票を取得し最新住所地の確認をするよう事務手続を見直した。	住宅課	424
153	【指摘】 令和2年度以前の権利の放棄の基準では、時効期間が経過した債権であって、債務者の所在が不明である債権や債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでない債権については、権利の放棄に該当する場合には、不要な事務コストの発生を回避し行政の効率化を推進するためにも、令和2年度以前から、消滅時効期間が経過し所在不明か、債務者が死亡し、相続人がない又はその有無が明らかでないことに該当する債権については、迅速に不納欠損処理をすべきであった。	○		○		消滅時効期間が経過した債権において、名義人死亡又は行方不明が判明したときは、弁済意欲などを総合的に判断した上で、迅速に不納欠損処理をするよう事務手続を見直した。	住宅課	425
154	【意見】 令和2年度から権利の放棄基準が緩和され、民間債権回収会社への委託から返却された債権については、電話や面談による積極的な納付の督促をせず、定期報告を繰り返すだけで、消滅時効期間の経過を待つという後ろ向きな債権管理になりがちである。 委託先から返却された債権についても、県営住宅家賃滞納整理要領や県策定の「債権管理の基本について」に基づいて適切に督促・催告・交渉を行うべきである。		○	○		債権回収会社から返還された債権については、県営住宅家賃滞納整理要領や茨城県債権管理マニュアルに沿って適切に債権管理を行うこととした。	住宅課	425
		15	8	23	0			

令和4年第2回定例会土木企業立地推進委員会

県出資団体説明資料

令和4年6月15日

土 木 部

目 次

(一財) 茨城県建設技術公社	3
(一財) 茨城県建設技術管理センター	7
茨城県道路公社	11
茨城県土地開発公社	15

1 出資法人の概要																												
① 法人の名称	一般財団法人 茨城県建設技術公社																											
② 所在地	水戸市笠原町978番25																											
③ 設立年月日	昭和63年4月1日																											
④ 代表者名	理事長 皆川 和彦																											
⑤ 基本財産	74, 175千円																											
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条																											
⑦ 設立目的・経緯	<p>茨城県建設技術公社は、建設行政の円滑かつ効率的な執行を図るため、社団法人茨城県建設コンサルタントを発展的に解消し設立されたものであり、茨城県内の建設行政を補完するため、技術の研修や建設に関する受託を行い、もって茨城県内における建設事業の推進を図り、住民福祉と地域の振興発展に寄与することを目的とする。</p> <p>平成24年4月からは一般財団法人へ移行した。</p>																											
⑧ 組織	役職員数	理事 9人 (内常勤3人)	監事 2人 (内常勤1人)	常勤職員 73人 (内併任1人) 再雇用 8人 嘱託・臨時 61人 計 142人																								
	<p>組織機構 (課所単位まで)</p> <p>[本部]</p> <p>評議員 理事 理事長 監事</p> <p>専務理事 常務理事</p> <p>総務部 管理部 技術第一部 技術第二部</p> <p>総務課 経理課 企画研修課 施設管理課 施工管理課 土木施設マネジメント課 建築課 技術第一課 技術第二課</p> <p>[支部]</p> <p>県南支部 県西支部</p> <p>庶務課 技術課 区画整理課 庶務課 技術課</p>																											
⑨ 出資状況	<p>(上位5団体、出資者名、金額、割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>茨城県</td> <td>10,000千円</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>4,940千円</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>(社)茨城県建設コンサルタント</td> <td>59,235千円</td> <td>79.8%</td> </tr> </table>				茨城県	10,000千円	13.5%	市町村	4,940千円	6.7%	(社)茨城県建設コンサルタント	59,235千円	79.8%															
茨城県	10,000千円	13.5%																										
市町村	4,940千円	6.7%																										
(社)茨城県建設コンサルタント	59,235千円	79.8%																										
⑩ 資産状況 (令和4年3月末現在)	<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>3,110,217</td> <td>未収金等</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>1,549,810</td> <td>基本財産, 特定資産等</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>4,660,027</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>724,555</td> <td>未払金等</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>527,465</td> <td>退職給付引当金等</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>1,252,020</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>3,408,007</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。</p>					金額	摘要	流動資産	3,110,217	未収金等	固定資産	1,549,810	基本財産, 特定資産等	資産合計	4,660,027		流動負債	724,555	未払金等	固定負債	527,465	退職給付引当金等	負債合計	1,252,020		正味財産	3,408,007	
	金額	摘要																										
流動資産	3,110,217	未収金等																										
固定資産	1,549,810	基本財産, 特定資産等																										
資産合計	4,660,027																											
流動負債	724,555	未払金等																										
固定負債	527,465	退職給付引当金等																										
負債合計	1,252,020																											
正味財産	3,408,007																											

2 令和3年度事業実績

① 事業内容

ア 研修等事業

○市町村職員等の技術の向上に寄与するため、研修会を実施した。

- ・ 市町村職員初任者技術研修 4日, 193名
- ・ 専門分野別技術研修 2日, 18名
- ・ 建設IT研修 49日, 289名
- ・ 市町村建設関係職員の短期派遣研修 119日, 33名
- ・ 要請による出張研修 4日, 108名

○市町村等への技術的助言・相談等を実施した。

- ・ 工法検討, 概算費検討等 62件

○建設CALS/EC共同利用センターの運営を行った。

- ・ 電子入札システム利用団体 県, 25市3町1村
- ・ 入札参加資格電子申請システム利用団体 県, 22市4町2村

※建設CALS/ECとは、ITを活用した効率的な公共事業を執行するための「公共事業支援統合情報システム」のことであり、電子入札、入札参加資格電子申請、電子納品などのシステムから成り立っている。

○茨城県土木設計積算システムを共同利用形式にて運営した。

- ・ 土木設計積算システム利用団体 県, 32市10町2村1組合

イ 設計・積算等事業

○建設事業に関する設計、積算及び工事施工管理業務を受託した。

506件 19億9,800万円

○災害復旧業務に関する調査、設計、積算及び工事施工管理業務を受託した。

3件 1,095万円

○土地区画整理事業に関する業務を受託した。

2件 3,551万円

島名・福田坪地区、上川原崎・中西地区

○公園及びダム等公共施設の管理業務を受託した。

7件 5,060万円

ダム(十王、花貫、小山、水沼、藤井川等)の管理業務

②収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	121	・受取利息
事業収益	2,394,890	・受託事業収入, 電子入札システム利用料、電子申請システム利用料等
その他の収入	941	・受取利息
経常収益計①	2,395,952	
事業費	1,847,166	・人件費、減価償却費等
管理費	135,442	
その他の費用	0	
経常費用計②	1,982,608	
当期経常増減額③ (①-②)	413,344	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	187,250	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	226,094	
正味財産期首残高⑨	3,181,913	
当期指定正味財産増減額 ⑩	—	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	3,408,007	

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金		
補 助 金		
委 託 金	1,255,300	・建設事業に関する調査, 積算、施工管理等業務 ・災害復旧業務
貸 付 金		
損失補償限度額 年度末残高		

3 令和4年度事業計画

① 事業内容

1 実施事業（公益目的事業）

- 公共事業支援統合情報システム（建設CALS/EC）の運営
- 茨城県土木設計積算システムの共同利用に係る運営管理及びサービスの提供
- 建設に関する技術相談の実施
 - ・技術職員の技術力向上研修
 - ・建設事業に関する技術相談
 - ・建設行政に関する催し等への後援・協賛
 - ・公共土木施設災害復旧事業の技術的支援

2 社会貢献事業（公益的事業）

- 県及び市町村に対し、最新技術導入などによる事務方法改良等の事業費の助成

3 その他事業（県・市町村等からの受託事業（収益目的事業））

- 発注者支援
 - ・土木工事及び建築工事の設計・積算や工事監督補助
- 管理者支援
 - ・橋梁長寿命化等、台帳整備等、日常管理補助、電子納品保管
- 事業者支援等
 - ・災害復旧事業、土地区画整理事業等

4 業務執行体制の整備

- 職員の能力及び資質の向上、照査体制の強化、経営の健全性の確保、ワークライフバランスの促進

②収支計画

（単位：千円）

	金額	摘要
基本財産運用益	190	受取利息
事業収益	1,833,570	・受託事業収入、電子入札システム利用料、電子申請システム利用料等
その他の収入	4,630	・受取利息
経常収益計①	1,838,390	
事業費	1,687,860	・人件費，減価償却費等
管理費	130,530	
経常費用計②	1,818,390	
当期経常増減額③ (①-②)	20,000	
当期経常外増減額④		
法人税等⑤	20,000	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑥ (③+④-⑤)	0	
正味財産期首残高⑦	3,408,007	
当期指定正味財産増減額⑧	—	
正味財産期末残高⑨ (⑥+⑦+⑧)	3,408,007	

③補助金等の受入予定

（単位：千円）

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	878,890	建設事業に関する調査、積算、施工管理等業務
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	一般財団法人 茨城県建設技術管理センター																										
② 所在地	水戸市青柳町4195番地																										
③ 設立年月日	昭和54年4月2日																										
④ 代表者名	理事長 石津 健光																										
⑤ 基本財産	112,000千円																										
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条																										
⑦ 設立目的・経緯	<p>一般財団法人茨城県建設技術管理センターは、昭和54年4月に社団法人茨城県建設業協会により設立され、建設業に係る材料試験や技術管理の調査研究を行ってきたが、平成6年4月には茨城県が出捐し、さらに平成8年4月から建設副産物の有効利用に関する事業等を行い、建設事業の振興、発展に寄与することを目的としている。</p> <p>平成25年4月からは一般財団法人に移行した。</p>																										
⑧ 組織	<table border="1"> <tr> <td>役職員数</td> <td>理事 13人 (内常勤2人)</td> <td>監事 3人 (内常勤1人)</td> <td>常勤職員 29人 再雇用 5人 嘱託・臨時 13人 計 47人</td> </tr> </table>	役職員数	理事 13人 (内常勤2人)	監事 3人 (内常勤1人)	常勤職員 29人 再雇用 5人 嘱託・臨時 13人 計 47人																						
	役職員数	理事 13人 (内常勤2人)	監事 3人 (内常勤1人)	常勤職員 29人 再雇用 5人 嘱託・臨時 13人 計 47人																							
組織機構 (課所単位まで)	<pre> graph LR Board[評議員] --- Chairman[理事長] Board --- ViceChairman[副理事長] Board --- SpecialDirector[専務理事 (常勤)] Board --- RegularDirector[常務理事 (常勤)] Board --- Director[監事] Board --- Staff[理事] Chairman --- GeneralAffairs[総務部] Chairman --- Technical[技術部] Chairman --- Recycling[建設副産物リサイクル事業部] GeneralAffairs --- GeneralAffairsSub[総務課, 企画研修課] Technical --- TechnicalSub[技術課, 試験課] Recycling --- RecyclingSub[調査課, 業務課] Recycling --- Branch[県南支所] </pre>																										
⑨ 出資状況	<p>(上位5団体, 出資者名, 金額, 割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>(一社) 茨城県建設業協会</td> <td>84,000千円</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>28,000千円</td> <td>25%</td> </tr> </table>			(一社) 茨城県建設業協会	84,000千円	75%	茨城県	28,000千円	25%																		
(一社) 茨城県建設業協会	84,000千円	75%																									
茨城県	28,000千円	25%																									
⑩ 資産状況 (令和4年3月末現在)	<p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>608,631</td> <td>現金預金, 未収金等</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>1,949,405</td> <td>特定資産, 有形固定資産等</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>2,558,036</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>115,610</td> <td>未払金等</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>245,820</td> <td>退職給付引当金</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>361,430</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>2,196,606</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。</p>				金額	摘要	流動資産	608,631	現金預金, 未収金等	固定資産	1,949,405	特定資産, 有形固定資産等	資産合計	2,558,036		流動負債	115,610	未払金等	固定負債	245,820	退職給付引当金	負債合計	361,430		正味財産	2,196,606	
	金額	摘要																									
流動資産	608,631	現金預金, 未収金等																									
固定資産	1,949,405	特定資産, 有形固定資産等																									
資産合計	2,558,036																										
流動負債	115,610	未払金等																									
固定負債	245,820	退職給付引当金																									
負債合計	361,430																										
正味財産	2,196,606																										

2 令和3年度事業実績

① 事業内容

ア 実施事業（研修・広報事業）

○市町村や建設業関連団体の職員等の技術の向上に寄与するため、研修会等を実施した。

- ・建設材料の品質管理実務研修 8回、48名
- ・建設技術講演会 2回、228名（※オンライン開催）
- ・研修支援（講習会の講師派遣） 2回、42名
- ・実物大構造物を用いた実務研修 1回、18名
- ・茨城県新技術情報提供データベース「IT'S」の展示・技術発表会
展示 11技術
発表会 3技術、69名（※茨城県リサイクル資材発表会と合同開催、オンライン開催）
- ・茨城県土木技術発表会 1回、144名
（※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るためオンライン開催）

○茨城県建設発生土情報検索システムの運用

- ・「茨城県建設発生土情報検索システム」を運用し、工事間流用調整など建設発生土の有効利用促進を支援した。追加機能である「茨城県再生砕石需給調査システム」は再生砕石の効率的な出荷可能量調査と有効活用を目的としてシステムの管理運営を行った。

茨城県建設発生土情報検索システム 登録件数：1,453件

茨城県再生砕石需給調査システム 調査件数：157件

○茨城県リサイクル建設資材評価認定制度について

- ・申請手続きに関する受付や、提出文書の審査業務等を行った。
新規：2品目4資材、変更：1品目1資材、更新：12品目27資材
発表会 2品目2資材、69名（※「It's」技術発表会と合同開催、オンライン開催）

○茨城県建設技術管理研修センターの運営

- ・各種団体の研修及び講演会等の会場として施設を提供した
20団体、12,176人

○試験年報の発行

- ・材料試験結果を年報として取りまとめ、建設関係者が資材の品質傾向を把握する資料として提供した。

○建設フェスタへの支援

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため建設フェスタが中止となった

○調査研究の実施

- ・建設資材の品質確保と向上を図るため、アスファルト再生骨材および再生アスファルト混合物について調査研究を実施した。

イ その他の事業

○試験調査事業

- ・建設工事の適正な品質管理を図るため、建設資材の材料試験を実施した。
試験件数 61,786件 332,850千円
- ・公共工事における品質管理や再生資源の有効利用を図るため、県から調査を受託した。
建設資材指定工場調査 92工場（立入） 11,880千円

○建設副産物リサイクル事業

- ・公共工事における建設発生土の有効利用を図るため、ストックヤードの設置と管理運営を実施した。

ストックヤード数 10箇所

利用土量 約59万m³ 509,095千円

② 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
事業収益 その他の収入	863,954 1,905	・試験手数料, 施設利用料 等 ・受取利息, リサイクル認定品新規・更新料等
経常収益計①	865,859	
事業費 管理費	776,626 23,317	・試験調査費, 建設副産物対策費, 減価償却費 等 ・人件費, 建物維持管理費 等
経常費用計②	799,943	
当期経常増減額③ (①-②)	65,916	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	6,592	・固定資産廃棄損
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	▲6,592	
法人税等⑦	33,517	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	25,806	
正味財産期首残高⑨	2,170,799	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	2,196,606	

※金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	11,880	指定工場調査委託
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

3 令和4年度事業計画

① 事業内容

ア 実施事業（研修・広報事業）

- ・ 建設材料の品質管理試験実務研修
- ・ 建設技術講演会
- ・ 研修支援（講習会の講師派遣）
- ・ 実物大構造物モデルを用いた実務研修
- ・ 茨城県新技術情報データベース「IT'S」の展示・技術発表会の開催
- ・ 茨城県土木技術発表会の開催
- ・ 茨城県建設発生土情報検索システムの運用
- ・ 茨城県リサイクル建設資材評価認定資材の審査と情報提供
- ・ 茨城県建設技術研修センターの運営
- ・ 試験年報の発行
- ・ 建設フェスタへの支援
- ・ 調査研究の実施

イ その他の事業

- ・ 試験調査事業
- ・ 建設副産物リサイクル事業

② 収支計画

（単位：千円）

	金額	摘要
事業収益 その他の収入	842,620 1,725	・ 試験手数料, 施設利用料 等 ・ 受取利息, リサイクル認定品新規・更新料等
経常収益計①	844,345	
事業費 管理費	797,007 21,577	・ 試験調査費, 建設副産物対策費, 減価償却費等 ・ 人件費, 建物維持管理費 等
経常費用計②	818,584	
当期経常増減額③ (①-②)	25,761	
当期経常外増減額④	▲6,082	
法人税等⑤	16,944	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑥ (③+④-⑤)	2,735	
正味財産期首残高⑦	2,182,162	
当期指定正味財産増減額⑧	0	
正味財産期末残高⑨ (⑥+⑦+⑧)	2,184,897	

③ 補助金等の受入予定

（単位：千円）

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	10,857	指定工場調査委託等
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	茨城県道路公社																															
② 所在地	茨城県水戸市笠原町978-25																															
③ 設立年月日	昭和46年9月25日																															
④ 代表者名	理事長 鯉淵 宏一																															
⑤ 基本財産	10,039,800 (千円)																															
⑥ 設立根拠	地方道路公社法第8条																															
⑦ 設立目的・経緯	茨城県の区域及びその周辺の地域において、その通行または利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。																															
⑧ 組織	役職員数	理事3人 (うち常勤2人)	監事1人	顧問欠員	職員 5人 (内併任1人) 嘱託46人、臨時46人																											
	組織機構 <pre> graph TD A[理事長(常勤)] --- B[理事(常勤)] A --- C[総務部長(併任)] A --- D[業務部長(理事兼務)] B --- C B --- D C --- E[総務課] C --- F[経理課] D --- G[工務課] D --- H[業務管理室] </pre>																															
⑨ 出資状況	茨城県 8,308,800千円 82.8% 千葉県 1,731,000千円 17.2% 計 10,039,800千円 100.0%																															
⑩ 資産状況 (令和4年3月末現在)	(単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>581,285</td> <td>現金・預金等</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>21,186,366</td> <td>道路資産等</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>21,767,651</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>177,504</td> <td>未払金等</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>1,004,251</td> <td>長期借入金等</td> </tr> <tr> <td>特別法上の引当金等</td> <td>10,548,805</td> <td>償還準備金・損失補てん引当金等</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>11,730,560</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>10,037,091</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※千円未満を四捨五入しているので、合計欄と一致していない場合がある。						金額	摘要	流動資産	581,285	現金・預金等	固定資産	21,186,366	道路資産等	資産合計	21,767,651		流動負債	177,504	未払金等	固定負債	1,004,251	長期借入金等	特別法上の引当金等	10,548,805	償還準備金・損失補てん引当金等	負債合計	11,730,560		正味財産	10,037,091	
	金額	摘要																														
流動資産	581,285	現金・預金等																														
固定資産	21,186,366	道路資産等																														
資産合計	21,767,651																															
流動負債	177,504	未払金等																														
固定負債	1,004,251	長期借入金等																														
特別法上の引当金等	10,548,805	償還準備金・損失補てん引当金等																														
負債合計	11,730,560																															
正味財産	10,037,091																															

2 令和3年度事業実績

① 事業内容

ア 有料道路・駐車場管理事業

道路整備特別措置法による有料道路4路線及び駐車場4箇所の管理事業を実施した。

令和3年度の料金収入額は以下のとおり。

(単位：千円)

管理区間	供用開始時期	令和3年度収入額	備考
日立有料道路	平成 5 年 10 月 20 日	188,730	
水海道有料道路	平成 9 年 8 月 7 日	145,043	
常陸那珂有料道路	平成 11 年 7 月 22 日	168,007	
若草大橋有料道路	平成 18 年 4 月 18 日	89,495	
みらい平駅前駐車場	平成 17 年 8 月 24 日	6,760	
筑波山つつじヶ丘駐車場	平成 18 年 4 月 27 日	42,405	
友部駅北口駐車場	平成 20 年 2 月 1 日	5,371	
水戸北スマート I C 駐車場	平成 20 年 6 月 16 日	954	
計		646,765	

イ 受託業務事業

茨城県からの委託を受け、主要地方道常陸那珂港南線及び関連路線の道路管理業務、県内の道路巡回点検調査業務を実施した。

(単位：千円)

事業名	令和3年度事業費	備考
主要地方道常陸那珂港南線 及び関連路線道路管理業務	42,427	道路管理
道路巡回点検調査業務	129,756	道路巡回点検調査
計	172,183	

② 収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
業 務 収 入	647,086	道路料金収入、駐車場料金収入、業務雑収入等
受 託 業 務 収 入	172,183	受託業務収入
負 担 金 収 入	3,346	茨城県・市負担金収入
業 務 外 収 入	1,642	自動販売機手数料収入、原子力立地給付金等
経 常 収 益 計 ①	824,257	
管 理 業 務 費	290,506	料金徴収経費、維持管理費等
一 般 管 理 費	151,998	人件費、物件費等
諸 減 価 償 却 費	36,607	駐車場・有形固定資産減価償却費
特別法上の引当損等	157,155	損失補てん引当損、償還準備金繰入額等
受 託 業 務 費	172,183	受託業務費
業 務 外 費 用	9,163	支払利息等
経 常 費 用 計 ②	817,612	
経 常 利 益 ③ (①-②)	6,645	
特 別 収 益 計 ④	—	
特 別 費 用 計 ⑤	—	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	6,645	
法 人 税 等 ⑦	—	
当 期 純 利 益 ⑧ (⑥-⑦)	6,645	
前 期 繰 越 損 益 ⑨	△9,355	
当期末未処分損益累計⑩ (⑧+⑨)	△2,709	

※千円未満を四捨五入しているため、合計欄と一致していない場合がある。

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金		
補 助 金		
委 託 金	172,183	道路管理、道路巡回点検調査
貸 付 金		
負 担 金		
債 務 保 証 限 度 額	350,000	上段…債務保証限度額 (枠)
年 度 末 残 高	349,517	下段…R3 年度末借入金残高

3 令和4年度事業計画

①事業内容

ア 有料道路・駐車場管理事業

令和4年度の料金収入等は、672,952千円を見込む。

また、管理運営にあたっては、利用者が快適に通行できるよう、道路情報の迅速な提供や適切な道路の維持管理及び徴収員の接遇対応など、より一層のサービス向上等に努める。

イ 受託業務事業

主要地方道常陸那珂港南線及び関連路線の道路管理や県内の道路巡回点検調査など、172,854千円の受託業務を実施する。

②収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
業務収入	672,952	道路料金収入、駐車場料金収入、業務雑収入等
受託業務収入	172,854	受託業務収入
負担金受入	2,850	茨城県・市負担金受入
業務外収入	7,362	自動販売機手数料収入、原子力立地給付金等
経常収益計①	856,018	
管理業務費	319,127	料金徴収経費、維持管理費等
一般管理費	172,561	人件費、物件費等
諸減価償却費	34,870	駐車場、有形固定資産減価償却費
特別法上の引当損等	155,752	損失補てん引当損、償還準備金繰入額等
受託業務費用	172,854	受託業務費
業務外費用	371	支払利息等
経常費用計②	855,535	
経常利益③ (①-②)	483	
特別収益計④	-	
特別費用計⑤	-	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	483	
法人税等⑦	-	
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	483	
前期繰越損益⑨	△2,709	
当期末処分損益累計⑩ (⑧+⑨)	△2,226	

③補助金等の受入予定

(単位：千円)

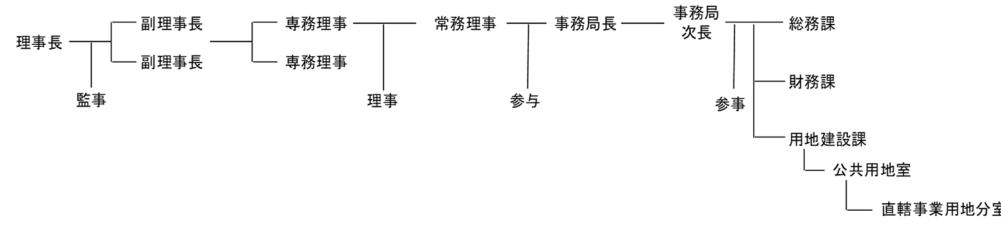
	金額	摘要
出資金		
補助金		
委託金	172,854	道路管理、道路巡回点検調査
貸付金		
負担金		
債務保証限度額	180,000	上段…債務保証限度額(枠)
年度末残高	178,158	下段…R4年度末借入金残高

1 出資法人の概要

(令和4年6月1日現在)

① 法人の名称	茨城県土地開発公社
② 所在地	水戸市笠原町978番25
③ 設立年月日	平成2年4月19日
④ 代表者名	理事長 小善 真司
⑤ 基本財産	30,000千円
⑥ 設立根拠	公有地の拡大の推進に関する法律(第10条)
⑦ 設立目的・経緯	公共用地、公用地等の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与する。

⑧ 組織	役職員数	理事7人 (うち常勤3人)	監事1人 (うち常勤0人)	常勤職員12人、嘱託職員1人 (主に土地開発公社業務に従事する職員を計上)
	組織機構			



⑨ 出資状況	茨城県 30,000千円 (100%)
--------	---------------------

⑩ 資産状況 (令和4年3月末現在)	(単位:千円)		
		金額	摘要
	流動資産	6,101,904	保有土地、現金預金等
	固定資産	8,688,515	賃貸事業に供する土地(事業用定期借地)等
	資産合計	14,790,418	
	流動負債	389,798	預り金、未払金等
	固定負債	9,758,776	長期借入金、預り保証金
	負債合計	10,148,574	
	資本合計	4,641,845	準備金等

※ 金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。

2 令和3年度事業実績

① 事業内容

ア 公有地取得事業

国道6号牛久土浦バイパス、日立バイパス、東海拡幅及び国道50号下館バイパスの用地先行取得を行った。また、既先行取得用地については国に売却した。

(取得1.0ha、1,061百万円、売却2.4ha、850百万円)

イ あっせん等事業

国道6号牛久土浦バイパス、大和田拡幅及び久慈川等の用地交渉業務等を国等から受託し、契約に結び付けた。(契約4.7ha、341百万円)

ウ 土地造成事業

ひたちなか地区に保有する土地について、事業用定期借地及び土地賃貸借契約による長期貸付を行った。(貸付面積22.3ha、貸付額375百万円)

② 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
事業収益	1,240,312	公有地取得事業、土地造成事業等
事業外収益	435	受取利息等
収益計①	1,240,747	
事業原価	921,875	処分土地の原価
販売費及び一般管理費	65,858	人件費、経費
事業外費用	0	
費用計②	987,734	
経常利益③ (①-②)	253,013	
特別利益④	0	
特別損失⑤	0	
当期純利益⑥ (③+④-⑤)	253,013	
前期繰越損益⑦	4,358,831	
当期末未処分損益累計⑧ (⑥+⑦)	4,611,845	

※ 金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	資本金30,000
補助金	0	
委託金	0	
貸付金	7,807,292	県長期貸付金の未償還額(前年度比▲397,685)
債務保証限度額	240,000	上段：債務保証限度額(枠)
年度末残高	0	下段：令和3年度末債務保証対象借入金残高

3 令和4年度事業計画

① 事業内容

ア 公有地取得事業

国道6号及び国道50号事業用地の先行取得を着実に進めるとともに、既先行取得用地の国への売却を進める。(取得9.0ha、3,450百万円、売却0.9ha、843百万円)

イ あっせん等事業

河川等の用に供する土地の用地交渉業務等を、国等から受託し実施する。

(契約10.0ha、815百万円)

ウ 土地造成事業

ひたちなか地区の完成土地については、県関係課と連携し、地元市村等との調整を図りながら売却等に努める。(7.0ha、2,428百万円)

② 収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
事業収益	3,675,513	公有地取得事業、土地造成事業等
事業外収益	471	受取利息等
収益計①	3,675,984	
事業原価	3,380,771	処分土地の原価
販売費及び一般管理費	34,722	人件費、経費等
予備費	3,000	
費用計②	3,418,493	
収益的収入支出差引額③ (①-②)	257,491	
前期繰越損益④	4,611,845	
当期末未処分損益累計⑤ (③+④)	4,869,336	

※ 金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	資本金30,000
補助金	0	
委託金	0	
貸付金	5,202,304	県長期貸付金の未償還額
債務保証限度額	240,000	上段：債務保証限度額(枠)
年度末残高	0	下段：令和4年度末債務保証対象借入金残高

令和4年第2回定例会土木企業立地推進委員会

県出資団体等改革工程表

令和4年6月15日

土 木 部

目 次

1	茨城県道路公社	3
2	港湾事業特別会計	4
3	茨城県土地開発公社	6

改革工程表2(年度別実行計画)

団体名及び部局・課名	茨城県道路公社	土木部道路維持課
改革遂行責任者	理事長、理事	土木部長、道路維持課長、総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【1 県負担の最少化】 (将来収支予測の的確な反映)	← 将来収支予測の精査、事業への的確な反映等 →		
	① 実績に基づき、将来交通量見直しを実施		
① 将来交通量を見直し収支予測を精査 ② 新たな事業計画の検討			
【2 経営基盤の強化】 (利用促進策の実施)	← 回数券の販売強化、利用促進等の推進 →		
	回数券の販売強化、利用促進等の推進 ① 回数券：6,720冊 ② 共通休日特別通行券配布枚数：10,000枚	① 回数券：6,850冊 ② 共通休日特別通行券配布枚数：10,200枚	① 回数券：7,000冊 ② 共通休日特別通行券配布枚数：10,400枚
① 回数券の販売	① 回数券の販売：6,812冊 (R3.4~R4.3) (水海道：3,483冊、若草：3,329冊)		
② 共通休日特別通行券の配布	② 共通休日特別通行券の配布：10,800枚 (水海道、若草) (R3.7.22~R3.11.28までの土日祝日)		
③ 渋滞時への対策の強化	③ 情報板、公社HP、SNSなどの情報発信 (常陸那珂、筑波山)		
④ 駐車場の利用促進のためのPR ・地元広報誌等を活用した利用促進PRを実施 ・駐車場安全対策を確保し利用促進PRを実施	④ 笠間市、城里町の広報誌を活用した利用促進PR (友部駅北口)		
(経費の削減)	← 経費削減 →		
① 有料道路料金徴収機器更新による経費の削減	① 若草大橋の料金徴収機器の定期更新に伴い、ライフサイクルコストを考慮した機種に変更		
② 不用資産の処分	② 下総利根大橋有料道路の管理事務所等の処分に係る調整		
【3 進行管理結果の公表】 (県議会への報告、情報の公表)	← 毎年度改善成果を県議会へ報告、ホームページ等で公表 →		
	[R3.6 県議会報告] [R3.6 県ホームページ公表]		

※注 [] は目標達成状況、 ◆---[] は対応時期(◆)が明確な事項を表示、 ←→ は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

会計名及び部局・課名	港湾事業特別会計	土木部 港湾課
改革遂行責任者	土木部長・港湾課長・総務部長・財政課長	

改革方針	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
○機能施設整備事業				
【1 港湾施設利用の拡大】 使用料収入計画	1,562 百万円 [1,867百万円]	1,580 百万円 [1,816百万円]	1,627 百万円 [1,628百万円]	1,675 百万円 [1,677百万円]
【2 償還財源の確保】 資本費平準化債等	2,187 百万円 [2,251百万円]	2,201 百万円 [2,186百万円]	1,851 百万円 [2,549百万円]	1,994 百万円 [1,258百万円]
【3 事業費の縮減】		<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理計画策定(長寿命化計画)及び維持管理計画に基づく維持管理の実施 ・計画的な施設整備の実施 		

改革方針	平成22年度～29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
○臨海部土地造成事業					
【1 保有地の処分促進】 (1)土地処分計画 62.0ha (R1～R3)	※H22～H30までの処分計画 60.1ha [60.8ha]	[0.0ha]	8.2ha [2.9ha]	14.0ha【19.3ha】 [10.8ha]	39.8ha【48.3ha】 [1.0ha]
茨城港日立港区 処分計画面積(5.1ha)	[18.5ha]	[0.0ha]	1.9ha [0.0ha]	0.0ha【1.9ha】 [0.0ha]	3.2ha【5.1ha】 [0.0ha]
茨城港常陸那珂港区 処分計画面積(55.8ha)	[40.7ha]	[0.0ha]	6.0ha [2.9ha]	14.0ha【17.1ha】 [10.8ha]	35.8ha【42.1ha】 [1.0ha]
茨城港大洗港区 処分計画面積(1.1ha)	[1.6ha]	[0.0ha]	0.3ha [0.0ha]	0.0ha【0.3ha】 [0.0ha]	0.8ha【1.1ha】 [0.0ha]
(2)処分方策		<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的な企業誘致活動 ・関連公共事業の早期整備等 			
【2 事業費の縮減等】		<ul style="list-style-type: none"> ・造成コストの削減 ・企業ニーズに応じた造成手法の導入 			

※注 ←→ は改革期間及び推進事項を表示
 ※注 [] は目標達成状況、【 】は修正後の目標を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び 部局・課名	港湾事業特別会計	土木部 港湾課
改革遂行責任者	土木部長・港湾課長・総務部長・財政課長	

改革方針	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
○機能施設整備事業					
【1 港湾施設利用の拡大】 使用料収入計画	1,675百万円 [1,677百万円]	1,595百万円	1,611百万円	1,627百万円	1,643百万円
【2 償還財源の確保】 資本費準化償等	1,994百万円 [1,258百万円]	1,814百万円	1,233百万円	1,022百万円	800百万円
【3 事業費の縮減】		・維持管理計画策定(長寿命化計画)及び維持管理計画に基づく維持管理の実施 ・計画的な施設整備の実施			

改革方針	平成22年度～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
○臨海部土地造成事業						
【1 保有地の処分促進】 (1)土地処分計画 47.3ha(R4～R7)	※H22～R3までの処分計画122.8ha [74.5ha]	[1.0ha]	12.4ha	11.9ha	11.6ha	11.4ha
茨城港日立港区 処分計画面積(5.1ha)	[18.5ha]	[0.0ha]	1.3ha	1.3ha	1.3ha	1.2ha
茨城港常陸那珂港区 処分計画面積(41.1ha)	[54.4ha]	[1.0ha]	10.3ha	10.3ha	10.3ha	10.2ha
茨城港大洗港区 処分計画面積(1.1ha)	[1.6ha]	[0.0ha]	0.8ha	0.3ha	0.0ha	0.0ha
(2)処分方策		・戦略的な企業誘致活動 ・関連公共事業の早期整備等				
【2 事業費の縮減等】		・造成コストの削減 ・企業ニーズに応じた造成手法の導入				

※注 ◀▶ は改革期間及び推進事項を表示

※注 [] は目標達成状況を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団体名及び部局・課名	茨城県土地開発公社	土木部都市局都市計画課
改革遂行責任者	理事長、副理事長、専務理事	土木部長、都市局長、都市計画課長、立地推進部長、立地整備課長、総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【1 保有土地の売却等】 ・完成土地 ひたちなか地区(7.0ha) <参考> ひたちなか地区(22.3ha) 事業用定期借地等により処分済み	5年で7haを売却等により処分				
	[0ha]				
【2 県無利子長期貸付金の償還】 ・公社への貸付 未償還額82.0億円(R2末)	保有土地の売却及び定期借地等賃料収入により償還を推進				
	[3.9億円] [未償還額78.1億円 (R3末)]				
【3 今後の団体のあり方】 ・公社の将来的なあり方の検討	先行取得事業等の厳選実施により国や県等の施策推進に協力				
	[今後の公共用地先行取得の検討]				
【4 先行取得事業等】 (1) 公共用地の先行取得等 ・国道6号牛久土浦バイパス(Ⅱ期)用地取得事業(H28~R3) ・国道6号牛久土浦バイパス(Ⅲ期)用地取得事業(R3~) ・国道6号日立バイパス(Ⅱ期)用地取得事業(H29、R1~) ・国道6号大和田拡幅用地取得事業(R1~) ・国道6号東海拡幅用地取得事業(R2~) ・国道50号下館バイパス用地取得事業(R1~) ・久慈川用地取得事業(R3~)	国・県等のプロジェクトに関連する緊急性、必要性のある箇所を厳選して実施				
	[国道6号牛久土浦BPⅢ 0.23ha] [国道6号日立BPⅡ 0.04ha] [国道6号東海拡幅 0.56ha] [国道50号下館BP 0.14ha] [あつせん等事業] [国道6号牛久土浦BPⅡ 0.21ha] [国道6号大和田拡幅 0.03ha] [久慈川 4.4ha]				
(2) 先行取得した公共用地の計画的な買い戻し ・国道、県道、街路、河川等	取得翌年度から4年以内に計画的に買い戻す				
	[国道等 2.4ha]				
【5 進行管理結果の公表】	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページなどで公表				
	[R3.6月県議会報告] [R3.6月県ホームページ公表]				

※注 [] は目標達成状況を表示、 は改革期間及び推進事項

令和4年6月6日開会

①

令和4年第2回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和4年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第81号議案	令和4年度茨城県一般会計補正予算（第2号）…………… 1
第82号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例…………… 5
第83号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 10
第84号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例…………… 11
第85号議案	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例…………… 14
第86号議案	茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…………… 15
第87号議案	民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例…………… 16
第88号議案	つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… 17
第89号議案	茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… 18
第90号議案	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 19
第91号議案	和解について…………… 20
第92号議案	県有財産の売却処分について（宮の郷工業団地事業用地）…………… 21
第93号議案	県有財産の売却処分について（伊奈・谷和原丘陵部地区教育施設用地）…………… 22
第94号議案	県有財産の売却処分について（萱丸地区業務施設用地）…………… 23
第95号議案	県有財産の売却処分について（波崎漁港後背地用地）…………… 24
第96号議案	損害賠償の額の決定について…………… 25
報告第4号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について…………… 27

条例 ・ その他

第89号議案

茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県道路占用料徴収条例（昭和33年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

	そ の 他 の も の		Aに0.033を乗じて得た額	を
	そ の 他 の も の		Aに0.033を乗じて得た額	に
令 第 7 条 第 14 号 に 掲 げ る 施 設			Aに0.033を乗じて得た額	

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

報

告

報告第4号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記6件のおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 6

損害賠償の額の決定について

国道461号で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 903,190円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和3年10月12日（火）午後5時頃

久慈郡大子町大字袋田2460番34地先国道上

4 事故の概要

国道461号上の待避所において、県管理地内にある樹木が倒れ、停車していた普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年4月27日

茨城県知事 大井川 和彦